

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ソリューション)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>))の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定めるSmart Data Platformサービス(そのカテゴリーがソリューションに係るものに限ります。以下、「SDPFサービス(ソリューション)」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(最低利用期間)

第2条 SDPFサービス(ソリューション)には、別紙に定める場合を除き、共通編第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社がSDPFサービス(ソリューション)に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPFサービス(ソリューション)に係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

別紙 提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
らくらくソリューション	1つのメニューとして複数の機能を当社が組み合わせて提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) らくらくソリューション

A ストレージ・リモートアクセスに係るもの

メニュー	提供条件等
ストレージ・リモートアクセス	<ol style="list-style-type: none"> SDPFサービス（ソリューション）の1つであって、ストレージ機能並びにストレージ又はUniversal Oneサービス（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に定めるVPNサービスをいいます。以下同じとします。）へのリモートアクセス機能等を提供するものをいいます。 契約者は、本メニューの申込みにあたり、エリア（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるものをいいます。）を指定するものとします。 当社は、契約者による本メニューの申込みがあったときは、本メニューの利用に必要なテナントを自動で作成します。 当社は、ストレージ機能及びリモートアクセス機能等への相互接続を提供します。ただし、その相互接続に係る帯域は変更できないものとします。 Universal Oneサービスとの接続において、契約者は、その接続するUniversal Oneサービスの代表契約者の名義が契約者と同一であることを確認の上で、本メニュー申込と同時にUniversal Oneサービス契約約款に基づき、クラウドコネクタ接続機能のFlexible InterConnect接続タイプを申込みことに同意します。 当社は、本メニューに係る通信の品質を保証しません。
ストレージ機能	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、提供可能なプロトコルを当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）へ掲載します。 当社は、スループット性能はベストエフォート（スループットを保証しないものをいいます。以下本メニューにおいて同じとします。）として提供します。 当社は、各ボリュームに最大スループット制限を付与します。 契約者は本メニューの利用にあたり、ストレージ容量を1TBから最大100TBまでの範囲で選択するものとします。 ストレージ機能提供に係る設備又はシステム等の一部が正常に機能しなくなった場合において、当社は、ストレージ機能の提供を継続するため、その設備又はシステム等の機能を部分的に停止又は制限する措置をとることがあります。
リモートアクセス機能	<ol style="list-style-type: none"> 契約者は、リモートアクセス機能の利用に係る端末を、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載する技術基準等に適合するよう維持していただきます。 契約者がリモートアクセス機能を海外で利用する必要があるときは、共通編第32条（契約者の義務）第7項から第10項までに従い必要な措置を行うものとします。 当社は、リモートアクセス機能をベストエフォートとして提供します。 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて1ID当たりの月額定額料金を定めます。 最大接続ID数の変更があった場合は、その最大接続ID数の変更が完了した時点から適用します。 リモートアクセス機能の提供に係る設備又はシステム等の一部が正常に機能しなくなった場合において、当社は、リモートアクセス機能の提供を継続するため、その設備又はシステム等の機能を部分的に停止又は制限する措置をとることがあります。 6の措置の間、契約者は、リモートアクセス機能へ接続できる最大のID数が、最大接続ID数の半数となる場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

- 8 セキュリティ機能に係る条件は、次のとおりとします。
- (1) この機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてWebサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称とします。以下11までにおいて同じとします。)の検知及び駆除、マルウェアの検知されたWebサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。
 - (2) 当社は、この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
 - (3) この機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限りします。
 - (4) 当社は、この機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 9 ログ機能に係る条件は、次のとおりとします。
- (1) 当社は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する内容に係るログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能を提供します。この場合において、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の内容については保証をしないものとし、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
 - (2) ログ転送機能における転送先の設定については、契約者が契約者の責任において行うものとします。
- 10 DNS機能に係る条件は、次のとおりとします。
- (1) 当社は、リモートアクセス機能においてDNS機能(当社のドメイン名管理装置を用いてリゾルバ機能(ドメイン名を元にIPアドレスの情報の検索を行う又はIPアドレスからドメイン名の情報の検索を行う等の、ドメイン名に係る名前解決を行うものをいいます。)を提供するものをいいます。以下10において同じとします。)を提供します。
 - (2) 当社が提供するDNS機能には、次の種類があります。
 - A C&Cサーバ等との通信の遮断等を行うもの
DNS機能を利用した通信を行う者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。)に感染すること等により、その通信利用者がC&Cサーバ(コマンド&コントロールサーバの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。)等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、その通信利用者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するもの(この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。)
 - B C&Cサーバ等との通信の遮断等を行わないもの
他の条件を同一としたまま、Aに規定する当社が行う検知及び通信の遮断等を行わないようにするもの
- 11 情報の取得に係る条件は、次のとおりとします。
- (1) 当社は、マルウェアの検知、ログ閲覧、ログレポート又はログ転送等のリモートアクセス機能を提供する目的において、リモートアクセス機能利用者の通信に係るヘッダ情報又はデータ情報を取得するものとします。
 - (2) 契約者は、(1)に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するものとします。

備考

- 1 契約者が本メニューで提供されるリソースにSDPFサービスのメニューの追加等を行ったときは、一部のサポートが対象外となる場合があります。
- 2 契約者は、ストレージ容量の変更を請求することはできません。

B 料金算定方法

(A) ストレージ機能

ストレージ機能に係る利用料金は、共通編料金表及びWeb料金表に基づき算出するものとします。

(B) リモートアクセス機能

- a リモートアクセス機能に係る利用料金は、1の契約IDごとに利用料金の額を合算して適用します。
- b リモートアクセス機能に係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出するものとします。

料金種別	内容
月額固定	<ol style="list-style-type: none">1 月額固定(ID料金)は、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金を用いて算出するものをいいます。2 利用時間にかかわらず、最大接続ID数に、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金(その最大接続ID数が属するメニューのものに限ります。)を乗じたものを月額料金として適用します。なお、月額固定料金は日割りしません。3 1の料金月においてリモートアクセス機能に係る最大接続ID数の変更があった場合は、当社は、その料金月において最大となる最大接続ID数にWeb料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金(その最大接続ID数が属するメニューのものに限ります。)を乗じたものを月額料金として適用します。

- c 当社は、リモートアクセス機能に係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間(JST)を用いて計算します。
- d 契約者は、リモートアクセス機能の利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、リモートアクセス機能の利用終了の日を含む料金月までの支払いを要します。
- e 1の料金月において利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、利用終了の日を含む料金月として支払いを要します。
- f 当社は、リモートアクセス機能の工事費をWeb料金表において定めます。